

社会福祉施設（入所施設）における
「原子力災害にかかると避難計画」
作成ガイドライン

平成24年10月

島根県健康福祉部

目 次

I ガイドラインの目的

II 避難計画作成に当たって

III 避難計画の内容等

(避難計画の作成例及び留意事項)

I ガイドラインの目的

島根原子力発電所において、万一、原子力災害が発生し、避難指示等が発令された場合に、社会福祉施設入所者、勤務する職員及び入所者又は出入りする全ての者を安全に避難させるためには、社会福祉施設においてあらかじめ対応すべき必要な事項を定めた「避難計画」を各社会福祉施設で作成しておくことが重要である。

本ガイドラインは、福島第一原子力発電所における事故を踏まえ、島根原子力発電所から概ね30km圏内に所在する社会福祉施設(入所施設)の「避難計画」作成を支援し、速やかで円滑な原子力災害対応を行うことを目的とする。

各社会福祉施設においては、このガイドラインを参考とし、入所者の特性を踏まえるとともに各施設の実情に応じた避難計画を定めるものとする。

II 避難計画作成に当たって

1 原子力災害の特性

- ① 放射線は五感に感じられないことから、身体への影響の程度やどのように行動すればよいのかを自ら判断できない。このため、行政機関(国・県・市)の発表する情報を確実に入手するとともに正しく理解し、その指示等に従うことが大切。
- ② 原子力発電所には原子炉格納容器や原子炉建物などがあり、重大な事故発生時においても、住民の健康に影響を与えるほどの放射性物質の放出は、ある程度の時間を経た後となるので、計画的な避難を行うことが可能。

2 行政機関からの伝達情報

- 注意喚起 …………… 発電所で重大な事故が発生した場合に伝達(県)
- 避難準備情報 …………… 避難、屋内退避の可能性が高まった段階で発表(市)
- 避難指示 …………… 避難、屋内退避が必要になった段階で発令(市)
(※避難準備情報の発表と屋内退避指示の発令が同時の場合もある。)
- 事故等の情報 …………… マスコミ等を通じて適宜発表(国・県・市)

3 避難の基本的考え方

(1) 避難の時期等

福島県の事例を踏まえると、島根原子力発電所の事故の進展に応じて、発電所に近い地域から段階的に同心円状の地域に避難指示または屋内退避指示の発令が想定されることから、避難についてはこの指示に従い段階的に実施し、大量の放射性物質放出前の避難完了を目指す。

しかしながら高齢者・障がい者等の避難にあたっては、搬送に伴うリスクを避けることが重要であるため、屋内への退避を組み合わせながら、県が用意する搬送手段及び避難先自治体が設置する避難所の準備が十分整った段階で、避難を開始する。

避難指示等情報提供の流れ(基本形)

【重大な事故発生】→ ① 注意喚起の情報(県)→ ② 避難準備情報の提供(市)
→ ③ 屋内退避、避難指示(市)→ 【避難、屋内退避の実施】

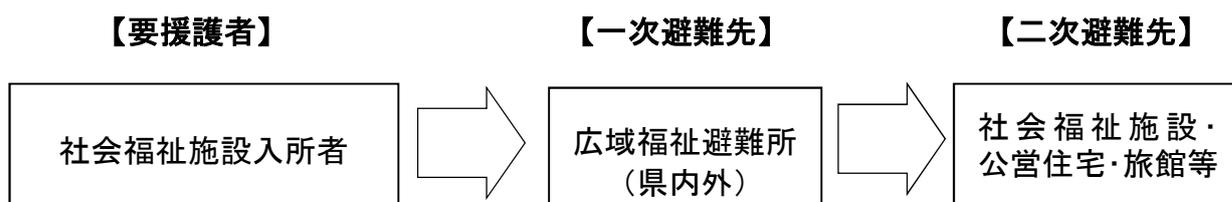
※国の防災対策の見直し検討状況から、発電所から概ね5km圏(PAZ)に最も早い段階で避難指示が出され、以降、事故の進展により、外側の同心円状の地域に段階的に避難指示や屋内退避指示が出されることになると想定される。

《参考》段階的避難；福島第一原子力発電所における避難指示等の例

- 東北地方太平洋沖地震発生(3月11日 14:46)
津波第一波到達(3月11日 15:27)
- ① 第1段階 3km圏 避難指示、3～10km圏 屋内退避指示(3月11日 21:23)
 - ② 第2段階 10km圏 避難指示(3月12日 5:44)
1号機建屋上部で水素爆発(3月12日 15:36)
 - ③ 第3段階 20km圏 避難指示(3月12日 18:25)
3号機建屋上部で水素爆発(3月14日 11:01)
4号機建屋上部で水素爆発(3月15日 6:00頃)
 - ④ 第4段階 20～30km圏 屋内退避指示(3月15日 11:00)

(2) 避難の形態

社会福祉施設入所者については、島根原子力発電所から30km圏外に設置する広域福祉避難所に一次的に避難する。その後、原子力災害の状況により、避難の長期化が見込まれる場合は、一ヶ月以内に県内外の二次避難先である社会福祉施設や公営住宅等に再避難する。



Ⅲ 避難計画の内容等

多数の入所者等を混乱なく安全に避難させるとともに、最終的な避難先である社会福祉施設等に再避難するまでの間、身体及び生命の安全を確保するために、次に示す項目を参考に、各施設の実態に即した具体的な避難計画を作成するとともに、職員、入居者及びその家族等にこの計画を周知する。

- 避難計画の目的
- 関係者の役割(施設管理者、職員、入所者等)
- 災害時の組織体制と任務
- 災害情報等の受伝達
- 避難誘導等
- 広域福祉避難所での入所者のケア等
- 原子力防災研修及び訓練

なお、作成例及び留意事項については以下のとおり。

原子力災害にかかると避難計画

(法人名・施設名)

1. 目的

この計画は、島根原子力発電所において、万一、原子力災害が発生するなどし、避難指示等が発令された場合に対応すべき必要な事項を定め、(法人名・施設名)の入所者、勤務する職員及び出入りする全ての者(以下「利用者等」という。)を安全に避難させることを目的とする。

2. 施設管理者の役割

施設管理者は、地元自治体(県・市)との連携により事故情報や避難措置に関する情報を早期かつ正確に入手し、(法人名・施設名)における原子力災害による避難指示範囲外(30km圏外)への避難及び一時避難先である広域福祉避難所での入所者のケア等を実施する。

このため、施設管理者は、本計画に基づき施設職員を指揮し、次の業務を行うものとする。

(1) 平常時

①原子力災害にかかると避難計画の作成及び変更

②地元自治体(県・市)の「地域防災計画」の内容確認

- ・地域防災計画は、年1回程度改訂されるので、本編・資料編の関係箇所を確認し、必要に応じて避難計画の見直しを行う。
- ・県からガイドラインの改訂通知があったときは、適宜見直しを行う。

③広域福祉避難所及び避難ルートの確認

- ・予め地元自治体から示される広域福祉避難所の位置や避難ルートを、地元自治体(県・市)の地域防災計画及び避難計画、道路地図等により確認する。

④災害対応体制の整備

- ・災害に適切に対応するために必要な班等を組織し、その役割等を定める。
- ・職員の参集時期や範囲、関係施設への応援要請等の手順を予め定める。

⑤地元自治体との連絡体制及び情報収集体制の整備

- ・地元自治体からの連絡手段の確認及び地元自治体への連絡先を確認する。
- ・地元自治体の「防災メール」の受信登録及び職員への登録を指導する。
- ・情報収集手段(テレビ、ラジオ、地元自治体のホームページ、ケーブルテレビの告知端末等)の整備に努める。

⑥避難体制の整備

- ・避難の際に必要な搬送手段や資機材の種類及び数量、支援者の職種と人数を把握し、入所者の避難誘導、避難支援体制等を定める。
- ・避難の際に持ち出さなければならない介護記録等の書類、資機材、医薬品、備蓄物資等を定める。

⑦広域福祉避難所での介護体制等の確保

- ・広域福祉避難所において、可能な限り入所者に対して現状と同レベルのサービス提供ができるように努める。
- ・その際、必要となる最低限の物資、資機材、人員等を把握する。

《参考》

避難所におけるサービス提供についても介護報酬等の算定の対象となる
(H23.3.11 厚労省通知 他)

⑧設備等の点検及び不備欠陥設備等の改善

- ・年〇回は防災用設備や非常用発電設備等の点検を行い、異常がある場合や不備欠陥設備等については速やかに改善する。

⑨職員に対する原子力防災に関する研修及び訓練の実施

- ・職員に対しては採用時と年〇回（研修の頻度を記載）研修を実施する。
- ・毎年度（〇年に1回等訓練の頻度を記載）、訓練実施計画を作成し、避難誘導訓練等を実施する。また、地元自治体の訓練に参加するよう努める。

⑩防災対策委員会の開催

- ・毎年、防災対策委員会を開催し、避難計画の見直しや訓練、研修の実施等についての検討を行う。

(2) 災害発生時

①災害対応組織の設置

- ・地元自治体（県）等から、島根原子力発電所において、重大な事故が発生したという情報を入手した場合は、本計画に基づき災害対応のための組織を設置するとともに、状況に応じて非番職員の参集を検討する。

②地元自治体（県・市）等からの非常災害・防災情報の把握

- ・地元自治体（県・市）の発表情報やテレビ、ラジオなどの災害情報を自ら入手するほか、情報収集・伝達班（〇〇班、職名等実情に応じて記載）に入手させ報告を求めるなど、最新の情報を把握する。

③避難に関する地元自治体（市）との連絡

- ・避難準備等の連絡があった場合は、地元市災害対策本部（〇〇担当課）に利用者等の人数、避難に必要な車両や資機材の調達及び支援者の派遣など避難に関する情報提供を行う。

④避難誘導等の指示

- ・本計画に基づいた避難誘導、避難支援等の災害対応全般を安全かつ円滑に実施できるように各班（職員）に指示する。

⑤広域福祉避難所での入所者のケア及び避難所運営への参加

- ・避難所運営自治体職員と連携を取りながら、入所者のケアを実施する。
- ・避難所運営組織への参加など避難所運営が円滑に行われるよう、運営自治体に協力する。

⑥避難の長期化が見込まれる場合における広域福祉避難所からの二次避難の調整

- ・県災害対策本部（担当課）との連携のもと、入所者が再避難する入所施設等への二次避難について家族等と調整を行う。

3. 施設職員の役割

施設職員は、施設管理者の指揮のもと、利用者等の人命の確保のため、本計画に基づき、必要な措置を果たすものとする。

4. 利用者等の役割

利用者等は、原子力災害から身を守るため、施設管理者及び職員の避難誘導等の指示に従うものとする。

5. 各班の組織と任務

施設管理者は、地元自治体(県)等から島根原子力発電所で重大なトラブルが発生したという情報を入手した場合には、施設内に下記の班を設置し、各班はそれぞれの任務を行う。

以下、標準的な班編制と必要な任務を例示するので、各施設の規模等に合わせた修正が必要

(1) 施設滞在時

①指揮班

- 1) 施設管理者を補佐し、各班へ必要な事項を指示
- 2) 施設利用者の状況把握(入所者、家族、出入業者、ボランティア及び職員の数や健康状態等)
- 3) 関係事業所(併設通所事業所、訪問事業所、同一法人施設)への支援打診
- 4) 避難に関する地元市災害対策本部(〇〇担当課)との連絡(避難人数、必要となる車両、資機材、支援員等の連絡及び車両到着時刻等の調整)
- 5) 入所者以外の施設出入り者(家族、出入業者、ボランティアなど)へ退去等の指示(必要に応じて、入所者支援を依頼する場合もありうる)
- 6) 備蓄食糧及び資機材、非常持ち出し品の点検・確保等

【備蓄品及び非常持ち出し品(例示)】

備 蓄 品 目	備蓄場所	備 考
介護記録		
食糧備蓄品		
処方箋、処方薬、写真付き資料(本人確認用)		
携帯ラジオ、懐中電灯、拡声器、乾電池、発電機、無線機		
応急医薬品(消毒薬、鎮痛剤、下痢止め、応急セット、包帯、絆創膏、カットバン、ガーゼ、目薬、携帯用吸入器及び酸素ボンベ、AED等)、 オムツ(紙オムツ) Pトイレ ブルーシート 毛布、体交マクラ		

7) 広域福祉避難所立ち上げのための先発隊の派遣対応

8) 避難状況の確認

②情報収集・伝達班

- 1) 地元自治体(県・市)が発表する情報を迅速に入手し、指揮班に伝達
- 2) 非番職員への参集指示等の伝達
- 3) 入所者家族、関係機関等(必要に応じて具体的に記載)への避難情報等の伝達

③避難誘導班

- 1) 地元自治体(市)から避難指示または屋内退避指示が発令された場合の屋内への避難誘導及び防護措置(窓締め、換気扇の停止、ベッドの移動等)の実施
- 2) 施設所有及び地元自治体(県)が手配した避難車両等までの誘導及び乗車補助
- 3) 避難車両等への備蓄物資等の積み込み
- 4) 避難車両等でのケアの実施

(2) 広域福祉避難所滞在時

① 広域福祉避難所指揮班

- 1) 広域福祉避難所へ避難した入所者及び職員の状況把握
- 2) 避難所運営自治体職員との連絡調整（避難者情報の連絡、不足物資の調達、応援職員の派遣依頼等）
- 3) 避難所使用にかかる注意事項等の把握及び職員等への伝達
- 4) 職員ローテーションの編成
- 5) 二次避難先の入所に関する県災害対策本部（担当課）及び家族等との連絡調整
- 6) 二次避難先となる入所施設への入所者情報の提供及び移送調整
- 7) 入所者の容体急変時の対応
- 8) 入所者家族、関係機関等（必要に応じて具体的に記載）への連絡（広域福祉避難所への避難完了、二次避難先入所施設への移送など）

② 広域福祉避難所入所者ケア班

- 1) 入所者のケア
- 2) 広域福祉避難所の運営支援（清掃、洗濯等）

6. 防災・災害情報受伝達

情報収集・伝達班は、次により防災・災害情報の受伝達を実施する。

(1) 防災・災害情報の収集

地元自治体(県・市)ホームページやテレビ(ケーブルテレビ)、ラジオ、防災メール(県・市)、防災行政無線等から次の情報を収集し、指揮班に伝達する。

- ①災害情報(トラブル情報、事故の進展情報、緊急事態宣言情報、放射性物質の環境への影響の有無(モニタリング情報)など)
- ②国や地元自治体(県・市)の対応状況
- ③施設(住民等)のとるべき対応(避難準備、屋内待避、避難等)
- ④避難にあたっての具体的な情報(避難先(変更時)、避難車両等の到着時間等)
- ⑤避難ルートの道路情報や避難先の気象情報など必要な情報

(2) 非番職員への連絡

非番職員へ災害発生情報や参集(参集先)又は自宅待機の指示を連絡する。

(3) 入所者家族等への連絡

入所者の家族、関係機関等(必要に応じて具体的に記載)へ避難先、出発予定時間、到着予定時間等を連絡する。

(4) 緊急連絡先一覧

名 称	TEL	F A X	Eメール
市防災担当課			
市福祉担当課			
県福祉担当課			
関係事業所			
避難予定の 広域福祉避難所			
(職員) 一覧表を参照			
(利用者の家族等) 一覧表を参照			

※ 情報受伝達系統図及び緊急連絡先一覧を施設内に掲示すること。

※ 個人情報については「取扱注意」のこと。

7. 避難誘導等

避難誘導班は、施設管理者の指示に従い、安全かつ円滑に利用者等を広域福祉避難所に避難誘導する。

(1) 避難誘導の原則

屋内退避指示が発令された場合は、速やかに窓を閉めるとともに換気扇を停止させ、できるだけ窓から離れた位置に退避する。

避難指示が発令された場合は、地元自治体(県)が用意する避難車両等もしくは当施設の保有する車両が準備できた段階で、あらかじめ定めた避難方法・避難経路により利用者等を避難車両等まで誘導し、指示された広域福祉避難所へ避難誘導する。

(2) 避難の判断

地元自治体(市)からの指示に基づき行うこととし、避難手段、避難先の確保など避難準備が整った段階で避難を開始する。

なお、避難準備が整うまでは施設内に退避し、待機する。

(3) 施設内での避難の方法

避難誘導班は、入所者の健康状態等を確認のうえ、適切な手段により避難車両等まで避難誘導し、避難車両等への乗車を補助する。また、入所者の携行品や備蓄物資の避難車両等への積み込みも行う。

(4) 避難経路(施設内)の選定

施設内の避難経路は、〇〇のとおりする。

あらかじめ避難経路を記載し、誰もが確認できる場所に掲示する。

(5) 避難中のケア

避難誘導班は、避難車両に同乗して避難中の入所者のケアを行うほか、広域福祉避難所へ避難後も避難所でのケア体制が整うまでの間のケアを行う。

【避難予定場所】

(例) 広域福祉避難所: 〇〇市〇〇地区 〇〇市健康福祉センター(電話:)

災害の状況等により、他の広域避難所へ避難先が変更になることもあり得る。

【避難予定場所への避難経路】

地元自治体(県・市)の避難計画から転記する。

8. 広域福祉避難所における入所者のケア等

広域福祉避難所入所者ケア班は、広域福祉避難所へ避難した入所者のケアを実施する。

広域福祉避難所での入所者のケアについては、当該施設の施設設備の状況を踏まえて、可能な限り避難前と同レベルのサービス提供に努めるものとする。

広域福祉避難所は一時的な避難所であることから、県や家族、関係機関等と連携し、入所者がより環境の整った入所施設に再避難できるようにする。

(1) 先発隊の派遣

施設管理者は、避難指示が発令された時には、広域福祉避難所での受け入れ体制を整えるため、広域福祉避難所指揮班と広域福祉避難所入所者ケア班から成る先発隊の派遣を検討する。

先発隊は広域福祉避難所で使用する物資、資機材等を搬送するとともに、避難所施設管理者や避難先自治体職員等から施設使用の注意事項や地域の介護・医療情報等を聞き取り、広域福祉避難所指揮班に伝達する。

(2) 入所者等の健康状況等の把握等

広域福祉避難所入所者ケア班は、広域福祉避難所に入所者等が避難した時点及び毎日定時に、入所者等の健康状態を把握し、異常等があった場合は広域福祉避難所指揮班に伝達する。

その際、広域福祉避難所指揮班は、医療機関等と連絡を取り適切に対処する。

(3) 物資や人員の不足状況の把握及び避難所運営自治体職員等への伝達

広域福祉避難所指揮班は、入所者のケアに必要な物資や人員の不足状況を随時把握し、当該情報を広域福祉避難所運営自治体職員を通じて県災害対策本部に対し、物資や人員の確保を要請する。

(4) 特別食等の提供の依頼

広域福祉避難所指揮班は、避難した入所者に適切な食事の提供がなされるよう、入所者個々の健康状態や栄養管理情報に基づき、広域福祉避難所運営自治体の職員を通じて特別食や調理器具（設備）等の提供を県災害対策本部に要請する。

(5) 職員ローテーションの編成

広域福祉避難所指揮班は、応援職員やボランティアの派遣状況を踏まえて、広域福祉避難所入所者ケア班の職員ローテーションを行う。

(6) 二次避難先となる社会福祉施設に関する家族等との調整

広域福祉避難所指揮班は、県災害対策本部（担当課）から提供された二次避難先となる入所施設の受入情報をもとに、家族等と調整を行い、入所者の二次避難先希望施設を県災害対策本部（担当課）へ報告する。

(7) 二次避難先となる社会福祉施設への入所者情報の提供及び移送調整

広域福祉避難所指揮班は、二次避難先となる入所施設が決定した後、速やかに当該受入先入所施設に入所者情報を提供するとともに移送手段等について協議する。移送手段等の確保が困難な場合は、県災害対策本部（担当課）に移送手段等の確保を要請する。

(8) 入所者家族等への連絡

広域福祉避難所指揮班は、入所者の広域福祉避難所への避難完了時及び入所者の健康状態に変化があった場合は入所者家族、関係機関等（必要に応じて具体的に記載）へ連絡する。

(9) 広域福祉避難所の運営補助

広域福祉避難所入所者ケア班は、広域福祉避難所の運営に関して、施設の清掃、洗濯などについては、自主的に実施するものとする。

9. 原子力防災研修と訓練

(1) 研修

施設管理者は、原子力災害の特殊性や避難計画に関する事項を職員及び利用者等に研修し、避難計画の理解と周知を図る。

【研修内容】

- (i) 原子力災害の特殊性
- (ii) 情報受伝達体制と伝達先の確認（情報の受け方、発信方法）
- (iii) 避難誘導（誰が誰をどこへ避難するのか、要介護者の避難方法、階段避難方法等）
- (iv) 避難計画の周知

区 分		実施回数	実施要領
職員	新規採用	採用時〇回	設備器具の取扱い、実技、原子力防災計画の内容、防災用設備等の点検
	継続雇用	年〇回	
利用者家族	新規利用	入所時〇回	避難経路、避難場所、家族等への連絡方法、原子力災害にかかる避難計画の説明 ・家族会等で説明する
	継続利用	1年〇回	

(2) 訓練

施設管理者は、毎年度（〇年に1回）、原子力災害を想定した訓練計画を定め、実施する他、地元自治体（県・市）等が行う訓練にも参加する。

原子力防災に関するチェックシート

区 分	チェック項目	結 果
1 避難計画の作成・変更	避難計画は作成（変更）しましたか。	
2 原子力防災指針の区域等	施設は、どの原子力防災指針に定めるとの区域に存在しますか。 また、島根原子力発電所からの距離はどの程度ですか。	
3 施設利用者状況の把握	車椅子やストレッチャー等による移送の要否や医療的ケアの実施状況を入所者ごとに把握していますか。	
	利用者に関する情報を一覧表等に整理していますか。	
4 役割分担の決定	避難時の役割分担を決めていますか。また、職員は理解していますか。	
5 連絡体制の整備	防災関係機関等緊急連絡先一覧を作成していますか。	
6 職員の招集・参集基準の決定	夜間や休日における職員の招集・参集基準を設けていますか。	
7 情報収集	原子力災害情報の入手方法をリストアップしていますか。	
8 避難所と避難ルート	広域避難所の場所や避難ルートを確認していますか。	
9 備蓄品及び非常持ち出し品の準備	災害時に必要な食糧などの備蓄品や非常持ち出し品のリストを作成していますか。	
10 設備等の定期的な点検	防災用設備の点検や不備欠陥設備等の改善は、行われていますか。	
	非常用電源設備はありますか。また、点検していますか。	
11 職員への防災教育・研修	職員への防災教育（研修）を実施していますか。（実施日時は）	
12 防災訓練の実施	定期的に防災訓練を実施していますか。（実施（予定）日）	